

埼玉県就労準備支援事業実施要綱

1 事業目的

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している生活困窮者や、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者やそれらの課題を複合的に抱えている生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施するとともに、職歴やコミュニケーション能力等の適性に応じた職業訓練の受講に結びつけ、就職まで一貫した支援を行う。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 支援対象者

本事業の対象者は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア (1)のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ (2)のアに該当しない者であつて、(1)のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 県福祉事務所が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

4 事業内容

(1) 支援内容

就労準備支援プログラムに基づき、就労準備支援員による定期的な家庭訪問又は面接その他の方法により、支援対象者の状況に応じて日常生活自立、社会生活自立、就

労自立に関する支援を行うとともに、支援対象者の職業訓練の受講から再就職まで継続的に支援する。

なお、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うものとする。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(2) 就労準備支援員

就労準備支援員には、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けている者（ただし、当分の間は、この限りではない。）で、かつ、社会福祉士や産業カウンセラー等であって、就労支援や若者の自立支援など、労働や福祉に関する専門的な知識を有する者や、就労支援業務などの実務経験を有する者を配置する。

(3) 就労準備支援員の支援内容

ア 就労体験の実施に関すること。

イ 技能講習の実施に関すること。

ウ 職業訓練の受講支援に関すること。

エ 資格取得支援に関すること。

オ 日常生活訓練の実施に関すること。

カ 生活習慣の改善に関すること。

キ 就労意欲の喚起に関すること。

ク 就労体験受入先の確保に関すること。

ケ 就労訓練事業のあっせんに関すること。

コ ハローワークとの連携に関すること。

- サ 就労相談・支援に関すること。
- シ 求職活動支援に関すること。
- ス 職場定着支援に関すること。
- セ 就労準備プログラムの策定に関すること。
- ソ 障害福祉サービスとの連携に関すること。
- タ 自立相談支援事業及び家計改善支援事業との緊密な連携による効果的かつ効率的な自立支援に関すること。
- チ 地域就労連携体制推進会議に関すること。
- ツ その他の就労準備支援・就労支援に関すること。

(4) 支援の実施期間

1年を基本とするが、1年を超える支援が必要となると見込まれる者について、自立相談支援機関と調整の上1年を超える支援が可能。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用（就労準備支援事業の支援プログラムの再作成）が可能である。

5 自立相談支援事業の相談支援員等との連携

(1) 支援対象者に対する説明

自立相談支援事業の相談支援員又は就労支援員は、支援対象者に対して、本事業の説明を行う。

(2) 自立相談支援事業の支援員から就労準備支援員への情報提供

自立相談支援事業の相談支援員又は就労支援員は、支援対象者に関する情報を就労準備支援員に提供する。

また、県福祉事務所が支援決定を行った場合、相談支援員又は就労支援員は、直ちに就労準備支援員にその旨を連絡する。

(3) 自立相談支援事業の支援員等の同行訪問

就労準備支援員が支援対象者宅を訪問する際には、必要に応じ自立相談支援事業の相談支援員、就労支援員又は家計改善支援員が同行することができる。

(4) 就労準備支援員から自立相談支援事業の支援員への支援状況に関する報告

就労準備支援員は、自立相談支援事業の相談支援員、就労支援員又は家計改善支援員に当該世帯の支援に関する情報を定期的に報告する。

6 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日社援

地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添2)及び「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」(平成30年9月28日厚生労働省告示第343号)を踏まえるものとする。

- (2) 生活保護の受給に至った者に対しては、必要に応じて職業訓練支援員事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・継続的な支援が行えるよう配慮すること。
- (3) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。
- (4) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成31年4月1日から適用する。
- 2 埼玉県若者就労準備支援事業(生活困窮者)実施要綱(平成28年4月1日施行)は廃止する。
- 3 埼玉県若者就労準備支援事業(生活保護受給者)実施要綱(平成28年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。